

## 会員規則

### 第1条 安心里親会

安心里親会(以下「当会」という。)は、飼い主様に、不慮の事故やご病気など、予期せぬ出来事が起こった際、飼い鳥の「安全と幸せ」を確保する目的で、里親会会員による「里親お迎え」や「一時預かり」を行って、飼い鳥の安心な居場所を確保する相互扶助のサービスです。

### 第2条 相互扶助サービス

相互扶助サービスとは、当会の会員同士が助け合い、予期せぬ出来事が起こった際、飼育が困難な状況になった飼い鳥の「里親お迎え」や「一時預かり」を行なって、自発的な支え合いで、お互いが助け合い解決し合います。

そのため、原則として、里親や一時預かりを、委託する側にも、受託する側にも、どちらにもなりません。

営利目的のサービスではなく、非営利目的の助け合い精神で行われるため、当会の会員であっても、タイミングや状況によっては、「里親お迎え」や「一時預かり」ができない場合もあることをご了承ください。

### 第3条 免責

「里親お迎え」や「一時預かり」は、善管注意義務をもって、会員同士の間で、相互扶助の精神で行われます。その為、「里親お迎え」や「一時預かり」に起因または関連して生じるすべての損害及び被害については、それぞれの会員、又は、当 NPO 法人は、一切責任を負わないものとします。

なお費用については、里親を委託する会員、一時預かりを委託する会員が、負担するものとします。ただし、第14条1項2号における、先住鳥の診察や検査の費用は、先住鳥の飼い主が負担するものとします。

### 第4条 里親お迎え

1. 「里親お迎え」とは、元の飼い主に予期せぬ出来事が起こった際、行き場を失う恐れのある飼い鳥を、引き取って、生涯一緒に暮らすことをいいます。
2. 所有権が元の飼い主(里親を委託する会員)から、新しい里親(里親を受託する会員)に移動するものとします。所有権の移動に伴い、その飼い鳥に関するすべての権利と責任が移動するものとします。
3. 所有権の移動後は、原則として、元の飼い主が、当該飼い鳥と面会ができなくなることで、また、元の飼い主へ、当該飼い鳥に関する報告がされないものとします。
4. 「里親お迎え」に係る費用は、元の飼い主が、負担するものとします。  
原則として、元の飼い主は、所有権移動の前に、その飼い鳥に第14条に係る健康診等や必要な治療を実施するものとします。

5. 「里親お迎え」が実施される際は、当該飼い鳥が使用していたケージや飼育用品は、可能な限り新しい飼い主に譲渡するものとします。
6. 当会を通じて、「里親お迎え」をした当該飼い鳥を、やむを得ない理由により、継続的に飼育することができなくなった場合は、速やかに、当会を通じて、新たな里親を探すための「里親お迎え」を実施するものとします。

## 第5条 一時預かり

1. 「一時預かり」とは、元の飼い主に予期せぬ出来事が起こり、一時的に、飼い鳥の飼育ができなくなった場合に、その飼い鳥を、一時的に預かり、必要な飼育を継続し、元の飼い主が、飼育可能な状態にもどった際には、また元の飼い主に引き渡すことをいいます。
2. 「一時預かり」では、所有権の移動はありません。
3. 「一時預かり」に係る費用は、元の飼い主が、負担するものとします。
4. 原則として、元の飼い主は、「一時預かり」の前に、その飼い鳥に第14条に係る健康診等や必要な治療を実施するものとします。
5. 第3条のとおり、「一時預かり」に起因または関連して生じるすべての損害及び被害については、それぞれの会員、又は、当NPO法人は、一切責任を負わないものとします。
6. 【一時預かりで想定される最悪な免責の具体例】
  - ・ 一時預かり中に放鳥した際、誤って窓を開放し、預かっている飼い鳥を逃がしてしまい、戻ってこなかった。
  - ・ 一時預かり中に何かを誤飲してしまい、重金属中毒症に陥って、病院で治療したが、落鳥してしまった。(治療費は元の飼い主さんに請求)
  - ・ 一時預かり中に、ケージ内のおもちゃに足が引っ掛かり外れなくなった、気付くのが遅れ、慌てて救助して病院で治療したが、片足を切断する大怪我になった。(治療費は元の飼い主さんに請求)
  - ・ 一時預かり中に、放鳥した際、預かり鳥が、受託者の先住鳥のケージの上に止まってしまい、ケージの中から、足の指を咬まれて、指先を欠損、慌てて病院で治療した。(治療費は元の飼い主さんに請求)

「一時預かり」を委託する側は、上記のような、最悪な免責の場合も、ご承知おきください。  
また、「一時預かり」を受託する側も、想定される最悪な状態にならないように、気を引き締めて、一時預かりを実施するものとします。

7. 前項で示した事態を避けるため、一時預かり中の飼育は、以下の内容を原則とします。

- ・ 一時預かり中は放鳥せず、声かけによるコミュニケーションを原則とする。
- ・ 手を怖がるようなトラウマを避けるため、手に乗せたり、触ったりしない。
- ・ お世話は、掃除・餌やり・水換えのみとする。掃除時は、できるだけケージの中に手を入れない。
- ・ 一時預かり期間が長くなる場合は、放鳥やコミュニケーション、新しいおもちゃなど、当会と相談の上、実施する。

#### 第6条 「里親お迎え」や「一時預かり」が実施される条件

生涯飼養することを大前提とし、単に飼えなくなったという理由は、認められません。

以下各号に定める事由に該当した場合に限り、「里親お迎え」や「一時預かり」を実施するものとします。

- (1) 不慮の事故や病気など、予期せぬ出来事が起こり、飼育が不可能になった場合
- (2) その他、当会が、やむを得ないと判断した場合

#### 第7条 基本原則

会員は、鳥の福祉を最優先に、相互信頼と協調の精神に則り本会員規則を誠実に履行することを確約するものとします。

#### 第8条 入会資格および入会金ならびに会費

NPO 法人ハッピーインコの正会員および賛助会員のみ、当会への入会資格があるものとします。ただし、当会への入会は、当会員の自由意思で選択するものとします。

当会の入会金および会費は、不要です。NPO 法人ハッピーインコの入会金および年会費に含まれます。

#### 第9条 費用の精算

「里親お迎え」や「一時預かり」を実施する場合、次の費用を、元の飼い主が負担するものとします。

##### 1. 交通費

交通費として、次の費用を元の飼い主が負担するものとします。

- ・ 直線距離で 片道 10km あたり ¥500
- ・ 10km 単位で計算する。

- ・ 一桁目は、四捨五入する。  
例) 片道 4km の場合、一桁目切り捨て 0km = ¥0  
例) 片道 5km の場合、一桁目繰り上げ 10km = ¥500  
例) 片道 24km の場合、一桁目切り捨て 20km = ¥1,000  
例) 片道 25km の場合、一桁目繰り上げ 30km = ¥1,500
- ・ 一時預かりなどで、2往復以上必要な場合は、上記の往復回数分。

## 2. 健康診断等の費用

「里親お迎え」や「一時預かり」の対象となる飼い鳥の健康診断及び検査の費用を元の飼い主が負担するものとします。

健康診断の詳細については、第 14 条をご確認ください。

## 3. 治療費

前項の健康診断及び各種検査の結果、獣医師による治療が必要な場合、治療することとします。その治療及び投薬の実費は、元の飼い主が負担するものとします。

## 4. 一時預かり中の餌代、および、里親お迎え後の餌代等

一時預かり中の餌代など、必要な実費は、元の飼い主が負担するものとします。

里親お迎えの場合の餌代などは、新しい飼い主が負担するものとします。(ただし、前項による治療費を除く)

## 5. 隔離費用

第 14 条の健康診断等を、元の飼い主が実施していない場合、新しい里親が実施するものとします。(第 2 項のとおり、健康診断等の費用は元の飼い主が負担するものとします。)

その際、新しい里親の自宅等において、各種検査の結果が出るまで1週間程度は、既存先住鳥から隔離して、飼育しなければならず、その費用として、¥5,000 を元の飼い主が負担するものとします。

仮に、新しい里親の自宅等において隔離飼育が困難な場合は、元の飼い主の自宅等にて、隔離期間を経ることもありえますが、その際は、原則として、新しい里親が毎日参じてお世話をすることとします。その場合は、元の飼い主が第 1 項の交通費を日数分、負担するものとします。

## 6. 第三者による費用の精算

「里親お迎え」や「一時預かり」は、元の飼い主に、不慮の事故や病気など、予期せぬ出来事が起こった場合に実施されます。そのため、同条の費用の精算が円滑に行われない場合も想定されます。そのような状況を鑑みて、第三者に、同条の費用精算について説明し、元の飼い主の代理として、精算できるように準備するものとします。また、その第三者の氏名・続柄を、当会に知らせるものとする。

## 第 10 条 「一時預かり」の期間、および、「一時預かり」から「里親お迎え」への移行

一時預かりの期間は、原則として、1 ヶ月毎に、元の飼い主と、当会との話し合いで決定します。

なお、一時預かりの期間は、最長でも1年とします。その後は、改めて、当会による「里親お迎え」のサービスに移行します。

※一時預かりは、一時的に飼い鳥を預かり、飼育可能な状態にもどった際には、元の飼い主に戻すことを言いますが、時には、元の飼い主が飼育可能な状態にもどれない場合も想定されます。

また、「一時預かり」と「里親お迎え」は、責任の所在、所有権の移動、費用精算、飼い鳥との接し方まで、多くの点で違いがあり、とりわけ、飼い鳥の負担を鑑みると、一時預かりの期間は、短い方がよいと考えます。

そのため、「一時預かり」が上記の期間を超えた場合、「里親お迎え」に移行するものとします。「里親お迎え」に移行する際は、それまでの費用を速やかに精算していただき、改めて、当会による「里親お迎え」のサービスを実施します。その場合、必ずしも「一時預かり」をしてくださった会員様が、引き続き「里親お迎え」をするわけではないことを、ご了承ください。(当会の判断によります)

## 第11条 入会方法

1. 本会員規則に、ご同意いただいた上で、NPO法人ハッピーインコ入会時に配布する「**安心里親会入会申し込みハガキ**」に必要事項を完全記入して申し込み後、当会にて、同条2項以降の条件が確認でき次第、申し込み受付完了の連絡をいたします。申し込み者に連絡が届いた時点で、ご入会完了とします。
2. 入会の際は、飼い鳥を診察できる獣医師による健康診断を行ってください。  
健康診断の詳細については、第14条をご確認ください。  
もし、飼い鳥が持病を持っていた場合は、その治療と状況をご申告ください。
3. 「里親お迎え」や「一時預かり」を委託する場合に備えて、当該飼い鳥の生活に合わせた「飼育に必要な情報」を、必ず準備して、自宅のわかりやすい場所に設置してください。
4. 「里親お迎え」や「一時預かり」が実施される場合に備えて、「同行入室」をお願いできる人をご指定ください。(ご自宅の鍵を管理している人を含む)
5. 入会の際は、ご自身の関わり方(属性)を次の6つのから該当するものを選び、明確にしてください。この属性は、運営上の必要情報です。どれが良いとか、悪いとかいうものではありません。
  - (1) 里親をお願いする & 里親にもなれる
  - (2) 里親をお願いする & 事情があり里親にはなれない
  - (3) 里親をお願いする & 事情があり里親にはなれないが、一時預かりはできる。
  - (4) 緊急時の里親は決まっている & 里親になれる
  - (5) 緊急時の里親は決まっている & 里親になれない
  - (6) 緊急時の里親は決まっている & 里親になれないが、一時預かりはできる。
6. 当会申し込み時において、当該飼い鳥の唯一の所有者であり、その所有権を譲渡する全権利を持っており、ほかに当該飼い鳥の所有者や抵当権者がいないことを確約するものとします。

7. 次の事項に関して、当会から求めがあった場合は、速やかに提出ないし協力するものとします。
- (1) 付属書一類種で登録票が必要な鳥の場合、登録票及び関係書類
  - (2) その他当会への意図と目的を達成するために必要な書類

#### 第12条 虚偽の申請

前条の事項に関して虚偽の申請をした場合、当該会員は会員資格を停止するとともに、これに起因または関連して生じるすべての損害及び被害や経費は当該会員が負担し、NPO 法人ハッピーインコ、当該会員以外の会員、関係者などは一切責任に問われないこととします。

#### 第13条 退会方法

退会を希望される場合、氏名・会員番号をご記入の退会届(様式なし)を NPO 法人ハッピーインコまで、メール、FAX、郵送、いずれかでご送付ください。

NPO 法人ハッピーインコから、退会手続き完了の連絡をいたします。申し込み者に連絡が届いた時点で、退会完了とします。

#### 第14条 健康診断等

1. 下記の場合に、飼い鳥の健康診断等を実施するものとします。
  - ① 当会への入会の時 (検査項目の内容に緩和措置があります)
  - ② 「里親お迎え」や「一時預かり」が、実際に行われる時
  - ③ 上記②の場合で、引受先に、既に先に暮らす先住の鳥がいる場合。  
(先住の鳥の健康診断を実施するものとします。)  
※既に先に暮らす先住鳥の健康状態を把握し、新しく迎え入れられる鳥への二次感染や病気の蔓延を防ぐためにお願いしています。
2. 健康診断について
  - ① 鳥を診察できる獣医師による健康診断を実施するものとします。  
ご存知ない場合は、当会からご紹介致しますのでご相談ください。
  - ② 当会が指定する健康診断及び検査を行うものとします。

##### 健康診断・検査費用の目安

- a. 健康診断 ¥2,000 (ソノウ検査と糞検査は獣医師の判断による)
- b. クラミジア検査 ¥5,000 (b.～d.は同時検査で割引の可能性あり)
- c. PBFD 検査 ¥5,000 (フィンチ類を除く)
- d. BFD 検査 ¥5,000
- e. ボルナ検査 ¥6,000

- ③ 診察や検査の費用は元の飼い主が負担するものとします。
- ④ 前号の取り決めにかかわらず、同条1項3号における、先住鳥の診察や検査の費用は、先住鳥の飼い主が負担するものとします。
- ⑤ 過去1年以内に健康診断を実施し、かつ、各種検査結果を提示できる場合は、検査内容、結果、その後の治療及び健康状態によっては検査を免除できることもあります。ご相談ください。その場合は、検査結果や獣医師からの手紙、病歴一覧やカルテの提出をお願いします。
- ⑥ 入会時の健康診断、および、多羽飼い(1羽以上飼育)している場合においては、同条2項2号の規定にかかわらず、次のとおりとします。(緩和措置)
1. 同条1項1号に係る入会時は、a.健康診断のみで入会可能です。健康診断の領収書等の控を提示してください。入会后1年以内に、b.～e.の検査を実施してください。(入会后1年以内のb.～e.の検査は任意・努力目標とします。検査結果の提示は求めません。)
  2. 多羽飼いしている場合は、b.～e.の検査については、一羽のみ検査(サンプリング調査)でよいものとします。
- ⑦ 同条1項2号に係る「里親お迎え」や「一時預かり」が実際に行われる際は、原則として、同条2項2号に係る検査を全羽全項目の健康診断等を実施することとします。健康診断等が行われ、各種検査結果が判明するまでは、「里親お迎え」や「一時預かり」サービスは、実施いたしません。そのため、定期的に健康診断等を受診することをお勧めします。

	一羽飼い	多羽飼い
入会する時	※獣医師と繋がり、かかりつけ医をつくる  健康診断のみ (ソノウ検査と糞検査は獣医師の判断による)  他 b.c.d.e.の検査は任意	※獣医師と繋がり、かかりつけ医をつくる  全羽健康診断のみ (ソノウ検査と糞検査は獣医師の判断による)  他 b.c.d.e.の検査は任意
里親お迎え 一時預かり 実施する時	すべての検査項目を実施 (a.b.c.d.e.の検査結果の提示を求めます)  ※引き受け側の先住の鳥も、すべての検査項目を実施 (a.b.c.d.e.の検査結果の提示を求めます)	全羽すべての検査項目を実施 (a.b.c.d.e.の検査結果の提示を求めます)  ※引き受け側の先住の鳥も、すべての検査項目を実施。但し、引き受け側の場合は、一羽のみ検査(サンプリング検査)可 (a.b.c.d.e.の検査結果の提示を求めます)

※鳥の健康のため、健康診断や各種検査は、全羽全項目必ず実施するべきだと考えていますが、入会時は、ま

だ鳥の移動はありませんので、飼い主の負担を考慮して、健康診断のみ実施することで最小限にしています。いざ、万が一の時、里親お迎えや一時預かりが実施される時は、原則として全羽全項目を実施するものとします。

### 3. 治療について

同条に基づく健康診断及び各種検査の結果、獣医師による治療が必要な場合、治療することとします。その治療及び投薬の実費は、元の飼い主が負担するものとします。

ただし、同条1項3号における、先住鳥の診察や検査の費用は、先住鳥の飼い主が負担するものとします。

### 4. 健康維持

鳥は先天的に病気を隠します。検査結果は常に 100%正しいわけではありませんが、病気が急性や慢性的問題になる前に、その鳥に潜在する健康問題の指標として対処することができます。鳥たちの幸せのためにこれらの医療条件を理解、サポートし、会員同士で飼い鳥の健康を維持することに努めるものとします。

### 5. 情報開示する場合

健康診断の結果は、実際緊急時の「里親お迎え」や「一時預かり」が必要になった際は、関係会員の判断材料として必要に応じて公表するものとします。

## 第 15 条 会員資格の取消し

会員が以下各号に定める事由に該当した場合、または合理的な理由に基づきそのおそれがあると当会が判断した場合、当会は、事前に通知又は催告することなしに、会員の会員資格を取消することができるものとします。

- (1) 第 16 条に定める禁止事項を行った場合
- (2) 過去に本規則に違反したことがあることが判明した場合
- (3) 会員が本規則に違反した行為等による被害を受けている可能性がある場合で、会員への被害の発生、拡大防止等のために当会が必要と判断した場合
- (4) 会員が登録情報の変更を怠った結果として、当会または会員に不利益等が生じた場合
- (5) その他当会が、合理的な理由に基づき会員として不相当と判断した場合

## 第 16 条 禁止事項

- (1) 住所、氏名等、会員登録の情報に関して、虚偽の申告をすること。
- (2) 他の会員との間でトラブルを起こすこと。
- (3) 当会または他の会員に対する迷惑行為（いわゆる“荒らし”等を含む）。
- (4) 当会を通じて、「里親お迎え」をした当該飼い鳥を、当会に無断で販売および譲渡すること。
- (5) 当会の「里親お迎え」や「一時預かり」サービスを利用して営業活動をする。また、営利目的またはその準備を目的として「里親お迎え」や「一時預かり」サービスを利用すること。
- (6) 当会もしくは他会員の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- (7) 当会もしくは他会員の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- (8) 当会もしくは他会員を差別（コミュニティ等内で差別を扇動するグループを組織する行為等

- を含む)、侮辱もしくは誹謗中傷し、他者の名誉もしくは信用を毀損する行為、またはハラスメント行為(特定人物やグループを攻撃し、精神的な苦痛を与える行為)。
- (9) 第三者に不快感を与える画像、文書等を送信または表示する行為、あるいは、その言動。その他第三者が不快と感じる行為。
  - (10) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれのある行為。
  - (11) 無限連鎖講ないしそれに準ずる組織を開設またはこれを勧誘する行為。
  - (12) 選挙の事前運動、選挙運動、または、これらに類似する行為、および、公職選挙法に抵触する行為。
  - (13) 宗教活動、政治活動、これらに類似する行為、宗教団体または政治団体への勧誘行為。
  - (14) 他会員に対して広告、宣伝、勧誘をすること、また、他会員による情報の送受信を妨害する行為。
  - (15) マルチ投稿、ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等迷惑メールの送信行為、転送の依頼または依頼に応じた送信をすること。
  - (16) 他者を扇動し、「里親お迎え」や「一時預かり」サービスに係るサポート運営の負担を増大させる行為。
  - (17) 他会員または当会との信頼関係を破壊するような行為。
  - (18) 上記各号の他、法令、本規則に違反すること、公序良俗に違反すること、当会の信用を毀損すること、当会の財産を害すること、または他会員もしくは当会に不利益を与えること。

#### 第 17 条 サービス内容の変更等

当会は、会員への事前の告知をもって、「里親お迎え」や「一時預かり」サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

#### 第 18 条 会員規則の変更

当会は以下の場合には、会員の個別の同意を要せず、本会員規則を変更することができるものとします。

1. 本会員規則の変更が会員の一般の利益に適合するとき。
2. 本会員規則の変更が「里親お迎え」や「一時預かり」サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 当会は会員に対し、前項による本会員規則の変更にあたり、事前に、本会員規則を変更する旨及び変更後の本会員規則の内容並びにその効力発生時期を通知する。

#### 第 19 条 個人情報への取扱い

当会は、「里親お迎え」や「一時預かり」サービスの利用によって取得する個人情報については、当会「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第 20 条 協議解決

当会員は、本会員規則の定めなき事項および疑義が生じた事項については、会員同士の誠実な協議のうえこれを解決ものとします。

## 第 21 条 合意管轄

当会員は、本会員規則に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、NPO 法人ハッピーインコの所在地を管轄とする簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第 22 条 反社会的勢力の排除

1. 当会への入会を申し込む者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当会への入会を申し込む者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当会への入会を申し込む者は、本条第 1 項ないし第 2 項各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合、または虚偽の申告をしたことが判明した場合、当会は、催告等の手続きをせずに、当該会員の会員資格を取消することができるものとします。

その際、当該会員は一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより当会および他の会員に損害が生じた場合は、当該会員の責任とし、その損害を賠償するものとします。
4. 当会への入会を申し込む者は、同条の内容をすべて「表明・確約」し、その証として「**安心里親会入会申し込みハガキ**」に必要事項を完全記入して申し込みを行うものとします。